

○国土交通省告示第九百十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、あわせて告示する。

平成十八年八月二日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一級河川仁淀川水系波介川改修工事（波介川河口導流事業・高知県吾川郡春野町西畑字平床割地内から土佐市用石字アイノス山地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 高知県吾川郡春野町西畑字平床割、字南堅割、字北堅割、字堅割、字本割、字須崎割、字新割、字溝割、字十代割、字タナベ、字行弘割、字外川原割及び字高川原割地内

高知県土佐市新居字塩走、字湊内、字高見、字平床、字下中須、字新堀、字下棚川、字棚川、字両道、字吉川、字裏判地、字田所分、字吉川分、字下高川原、字中高川原、字高川原、字渡場、字中久保、字セイゲ、字南浦、字北ノ浦、字鍛冶屋敷、字古津、字北川、字土居屋敷、字石橋、字城山、字北ノ丸、字養老、字北谷上及び字北谷之上並びに用石字アイノス山地内

- 2 使用の部分 高知県吾川郡春野町西畑字平床割、字南堅割、字北堅割、字堅割、字本割、字溝割、字十代割、字行弘割、字外川原割及び字高川原割地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、高知県吾川郡春野町西畑字平床割地内から土佐市用石字下ノ谷ノ外地内までの延長2.5kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一級河川仁淀川水系波介川改修工事（波介川河口導流事業）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項の一級河川に関する工事であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第9条第1項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同条第2項に基づく指定区間に指定されていないことから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1)得られる公共の利益

一級河川仁淀川水系波介川（以下「波介川」という。）は、その源を高知県土佐市市野々地内に発し、宮ノ内川等の各支川が流入した後、仁淀川（以下「本川」という。）河口から約2km上流地点で本川に合流する流域面積73.3km²、流路延長19kmの本川右支川である。

波介川は、流域に土佐市街地を擁する社会経済上重要な河川であるところ、本川との合流地点における洪水時の水位が本川より低いため、洪水が本川に排水されにくく、さらには本川からの逆流により、土佐市街地を中心に過去に何度も内水による氾濫が生じ、甚大な浸水被害をもたらしてきた。特に昭和50年8月の台風の影響による豪雨では、土佐市の中心市街地を含む平地部の大部分が浸水し、浸水家屋は3,354戸（そのうち床上浸水家屋1,951戸）に達し、さらに土佐市役所、市民病院等の主要公共施設や一般国道56号が長時間に渡り浸水し機能停止を余儀なくされるなどの被害が発生した。その後も昭和51年9月、平成5年8月等浸水被害は多発しており、近年では平成16年10月の台風の影響による豪雨で、浸水家屋は55戸に達し、また一般国道56号も一時通行止めになるなどの被害が発生した。

本件事業は、「仁淀川水系工事实施基本計画」（昭和41年7月策定、平成7年3月最終改正）において定める基準地点波介川水門での計画高水流量900m³/秒を安全に本川へ排水するために導流堤の築堤工事を行うものであり、本件事業の完成により、波介川は、本川河口付近で本川と合流することとなり、洪水時に本川の水位の影響を受けることなく排水が可能となることから、土佐市街地等への内水による浸水被害が軽減され、流域住民の生命及び財産の安全に寄与することが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成15年6月に同法等に準じて、環境影響評価を任意で実施したところ、水質については富栄養化が予測されているものの、樋門の設置により環境基準を満足すると評価されていることから、起業者は、樋門の設置を行うこととしている。

さらに起業者は、本件事業の実施にあたっては、学識者等からなる波介川河口導流事業環境調査委員会から環境対策についての意見を聞きながら進めることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2)失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査によると、本件区間内の土地において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における「国内希少野生動植物種」であるオオタカ及びハヤブサの飛翔が確認されているが、営巣が確認されていないことなどから、動植物に与える影響は軽微であると認められる。

また、本件区間内の土地においては、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が3箇所存在するが、起業者は高知県教育委員会との協議により必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)事業計画の合理性

本件事業は、土佐市街地等における内水による浸水被害の軽減を目的として、波介川の本川との合流地点を本川河口付近とするために導流堤の築堤工事を施行するものであり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業については、導流堤の築堤工事を行う申請案、波介川の中流部で放水路により洪水の一部を浦ノ内湾に排水し、残りをポンプにより本川へ排水する中流放水路案及び波介川の下流部で放水路により洪水を土佐湾へ排水する下流放水路案との検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、申請案は支障物件及び宅地の潰れ地面積は中流放水路案より多いものの、浦ノ内湾や土佐湾で行われている養殖業等への影響がないこと、土地の取得等必要面積が最も少ないこと、工事の施工延長が短く、事業に要する期間が最も短いこと、事業費が最も廉価であり、経済性に優れることなどの理由から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

さらに、本件事業の起点は、洪水時に本川の水位の影響を受けずに排水することが可能となる本川河口付近とし、終点は、現在の本川との合流地点としており、その間のルートについては、支障家屋や農地等の潰れ地を極力最小限とするなど社会的影響を考慮したものであり、適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1)事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、土佐市街地等では過去に何度も内水による浸水被害が発生し

ていることから、これらの地域への浸水被害を軽減するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2)起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 高知県土佐市役所及び同県吾川郡春野町役場

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地 高知県吾川郡春野町西畑字平床割、字南堅割、字北堅割、字堅割、字本割、字須崎割、字新割、字溝割、字十代割、字タナベ、字行弘割、字外川原割及び字高川原割地内